

対馬市未熟児養育医療給付制度のしおり

令和6年（2024年）1月

1 未熟児養育医療給付制度とは

身体の発育が未熟のままで生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担する制度です。

※入院養育が必要と認められましたら、お子様が入院中に必要書類をそろえて申請してください。お子様が退院されてからは申請できませんのでご注意ください。

2 対象者

対馬市に住所を有する1歳未満の乳児で、出生時に次のいずれかの症状を有し、指定養育医療機関の医師が入院養育を認めた場合に対象となります。

（1）出生時の体重が2,000グラム以下である。

（2）次のいずれかの症状を示している。

①一般状態

- ・運動不安又はけいれんがある。
- ・運動が以上に少ない。

②体温が摂氏34度以下である。

③呼吸器、循環器系

- ・強度のチアノーゼが持続しているか、チアノーゼ発作を繰り返す。
- ・呼吸数が毎分50を超えて増加傾向にあるか、又は毎分30以下である。
- ・出血傾向が強い。

④消化器系

- ・生後24時間以上排便がない。
- ・生後48時間以上嘔吐が持続している。
- ・血性吐物、血性便がある。

⑤黄疸が生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸がある。

3 対象となる医療

指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療のうち、保険適用となる診察や薬剤、医学的処置、食事療養費（ミルク代）等が対象となります。

※差額ベッド代、文書料などの保険適用外のものは対象なりません。

4 必要書類

必要書類		内容・注意事項
☐	養育医療給付申請書	誤りがないよう記載してください。
☐	養育医療意見書	お子様が治療を受ける指定養育医療機関の医師に記入してもらってください。
☐	保証書	・保護者負担金の納付に関する誓約書 ・保証人は保護者と住所を別にする方をお願いしてください。
☐	世帯調書	お子様も含めて記載してください。
☐	受給資格に関する同意書	受給資格情報（住民記録、税情報等）を市で調査するために必要
☐	同意書	指定養育医療機関へ給付認定内容を通知するために必要
☐	健康保険証	お子様の健康保険証（加入予定の健康保険証で可）
☐	印鑑	認印
☐	申請者の身分証明書	申請者本人の個人番号カード、運転免許証などの身分証明書
☐	市町村民税額のわかるもの	1月2日以降に対馬市へ転入された場合は、1月1日現在の住所地から課税証明書を取り寄せるか、市町村民税の所得割額・扶養人数がわかるものをご用意ください。

5 給付の決定

- ・申請後、1～2週間ほどで給付の可否を決定し、申請者及び医療機関へ通知します。承認された場合は、医療機関へ「養育医療券」を交付します。
- ・保険適用となる診察や薬剤、医学的処置、食事療養費（ミルク代）等は、医療機関から保護者への請求はありません。保険適用外分については、医療機関の窓口でお支払いいただく必要があります。

6 保護者負担金

- ・診療明細が確定次第（診療月から2か月程度）、納付書を送付します。
- ・福祉医療費の対象となりますので、納付後に手続きしてください。
- ・所得階層区分によって、保護者負担金の徴収基準月額を決定します。

<申請窓口・問合せ先>

〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位 380 番地
対馬市福祉事務所 福祉課 Tel0920-58-1119
※市役所の各福祉関係窓口でも届出できます。